

女性の活躍に関する情報公表について

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

1.係長級にある者に占める女性労働者の割合

13.3% (2024年12月時点)

2.男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男女の賃金に対する女性の賃金割合)
正規労働者	82.95%
非正規労働者	85.85%
全労働者	42.83%

対象期間：令和5年度（2023年5月1日から2024年4月30日まで）
賃金：基本給、各種手当及び賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。
正規労働者：基本期間の定めのない雇用契約社員とし常用型派遣社員を含む
非正規労働者：有期雇用の社員でパートタイマー、嘱託、技能実習生を含む

補足説明

- ・全労働者における賃金の差異の主な理由
パートタイマーの女性比率が78%と高く、男性の非正規労働者比率23.5%に対し女性の非正規労働者比率が76.5%と高いことが要因となり、全労働者における男女の賃金格差が拡大した。
- ・正規労働者における賃金の差異の主な理由
正規労働者の女性比率が11%と低く女性労働者数が少ない状況下において、採用強化による新規採用者の増加により、男性と女性の勤続年数差異の拡大が賃金格差の要因ともなっている
- ・非正規労働者における賃金の差異の主な理由
フルタイム雇用の嘱託社員について、男性非正規労働者の嘱託社員比率7%に対し女性非正規労働者には嘱託社員がないことが賃金格差拡大の要因となっており、パートタイマーのみにおいては、男女の賃金格差101%と賃金格差なし。

② 男女の平均継続年数の差異

	男性	女性	差異
正社員	5年8ヵ月	3年6ヵ月	2年2ヵ月

(2024年3月時点)